公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一 部を改正する政令

○改正のポイント

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一 部を改正する政令（政令第六十四号）（環境省）

１　療養手当等の額に関する規定の整

公害健康被害の補償等に関する法律に係る療 養手当等の額の改定を行う。（本則関係）

２　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し必要な経過措置を定 める。（附則第二項関係）

○政令第六十四号（令和八年三月二十七日）

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万七千九百円」を「四万九千六百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万九千六百円」を「四万八百円」に改め、同表二の項中「三万七千六百円」を「三万八千八百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万七千五百円」を「二万八千三百 円」に改め、同表五の項中「二万五千五百円」を「二万六千三百円」に改める。

第二十四条中「七十二万三千円」を「七十七万九千円」に改める。

第三十四条第一号中「三十九円七十一銭」を「三十九円六十四銭」に改める。

別表第五の一の項中「千九百八十三円三銭」を「千九百八十一円八十一銭」に改め、同表の二の項中「千三百四十一円四十六銭」を「千三百四十円六十四銭」に改め、同表の三の項中「千二百二十四円八十一銭」を「千二百二十四円六銭」に改め、同表の四の項中「千百六十六円四十九銭」を「千百六十五円七十七銭」に改め、同表の五の項中「八百七十四円八十七銭」を「八百七十四円三十三銭」に改め、同表の六の項中「百二十九円六十一銭」を「百二十九円五十三銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和八年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和七年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。